

出席停止について

保護者様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症（以下インフルエンザ等とする）は、学校においても流行が見られる感染症です。そのため、学校保健安全法施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザ等と診断を受けた場合、充分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、出席停止期間は欠席とはなりません。

《インフルエンザ出席停止期間の基準》

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

《新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準》

発症した後 5 日を経過し、解熱し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

* 裏面「出席停止期間の数え方」をご確認の上、出席停止期間中はご家庭で療養してください。

* 登校を再開されても、学校で症状が見られた場合は、再度受診をお願いする場合があります。

き り と り せ ん

保護者の方が記入してください

佐倉市立西志津中学校長様

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」における療養報告書

____ 年 ____ 組 ____ 児童生徒氏名

「インフルエンザ（A型・B型・未判定）」、「新型コロナウイルス感染症」との診断を受け療養中のところ、下記経過のとおり、出席停止期間の基準を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、____ 月 ____ 日より登校します。

記

1 発症した日（発熱した日） ____ 月 ____ 日

2 解熱した日（平熱に戻った日） ____ 月 ____ 日

3 受診した医療機関名： _____

上記のとおり相違ありません。

____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者氏名 _____ 印